第五条第一項及び第二項中「であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条第三項中「又は第二項の承認を受けている」を「の規定により国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該国税関係帳簿の備付け及び保存に代えている保存義務者又は同条第二項の規定により国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代えている」に、「において」を「には」に、「承認を受けている国税関係帳簿書類」を「国税関係帳簿又は当該国税関係書類」に改め、「所轄税務署長等の承認を受けたときは」を削り、「承認を受けた国税関係帳簿書類」を「国税関係帳簿又は当該国税関係書類」に改める。

第六条から第九条までを削り、第九条の二を第六条とする。

第十条ただし書を削り、同条を第七条とする。

第十一条第一項中「第四条各項」を「第四条第一項、第二項若しくは第三項前段」に、「の承認を受けている国税関係帳簿書類」を「に規定する財務省令で定めるところに従って備付け及び保存が行われている国税関係帳簿又は保存が行われている国税関係書類」に、「国税関係帳簿書類と」を「国税関係帳簿又は当該国税関係書類と」に改め、同条第二項中「の規定により」を「に規定する財務省令で定めるところに従って」に改め、「又は電子計算機出力マイクロフィルム」を削り、同条第三項各号中「第四条各項」を「第四条第一項、第二項若しくは第三項前段」に、「第十条」を「第七条」に改め、同条に次の三項を加える。

4　次に掲げる国税関係帳簿であって財務省令で定めるものに係る電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存が、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合における当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルム（政令で定める日以後引き続き当該要件を満たしてこれらの備付け及び保存が行われているものに限る。以下この項において同じ。）に記録された事項に関し国税通則法第十九条第三項（修正申告）に規定する修正申告書（次項において「修正申告書」という。）の提出又は同法第二十四条（更正）若しくは第二十六条（再更正）の規定による更正（次項において「更正」という。）（以下この項において「修正申告等」という。）があった場合において、同法第六十五条（過少申告加算税）の規定の適用があるときは、同条の過少申告加算税の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した金額から当該過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で当該修正申告等の基因となる当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムに記録された事項に係るもの以外のもの（以下この項において「電磁的記録等に記録された事項に係るもの以外の事実」という。）があるときは、当該電磁的記録等に記録された事項に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。ただし、その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものがあるときは、この限りでない。

一　第四条第一項の規定により国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該国税関係帳簿の備付け及び保存に代えている保存義務者の当該国税関係帳簿

二　第五条第一項又は第三項の規定により国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該国税関係帳簿の備付け及び保存に代えている保存義務者の当該国税関係帳簿

5　第四条第三項前段に規定する財務省令で定めるところに従って保存が行われている同項に規定する国税関係書類に係る電磁的記録若しくは同項後段の規定により保存が行われている当該電磁的記録又は前条の保存義務者により行われた電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し国税通則法第十八条第二項（期限後申告）に規定する期限後申告書若しくは修正申告書の提出、更正若しくは同法第二十五条（決定）の規定による決定又は納税の告知（同法第三十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）（納税の告知）の規定による納税の告知をいう。以下この項において同じ。）若しくは納税の告知を受けることなくされた納付（以下この項において「期限後申告等」という。）があった場合において、同法第六十八条第一項から第三項まで（重加算税）の規定に該当するときは、同条第一項から第三項までの重加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、これらの規定に規定する基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基因となるこれらの電磁的記録に記録された事項に係るもの（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。以下この項において「電磁的記録に記録された事項に係る事実」という。）以外のものがあるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

6　前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十一条を第八条とする。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十三条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条の四」を「第四十一条の二」に改める。

第二条第三項第四号を削り、同項第三号中「第六十六条の十一の二第五項」を「第六十六条の十一の三第五項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　棚卸資産　法人税法第二条第二十号に規定する棚卸資産をいう。

第二条第三項第五号を次のように改める。

五　連結事業年度　法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。

第二条第三項第七号から第十二号までを次のように改める。

七　連結親法人　法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。

八　連結確定申告書　法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。

九　中間申告書　法人税法第二条第三十号に規定する中間申告書をいう。

十　修正申告書　国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

十一　更正請求書　国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

十二　減価償却資産　法人税法第二条第二十三号に規定する減価償却資産をいう。

第二条第三項第十三号から第十三号の三までを削り、同項第十四号を同項第十三号とし、同項第十五号を同項第十四号とし、同項第十六号を同項第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　損金経理　法人税法第二条第二十五号に規定する損金経理をいう。

第二条第三項第十八号から第二十号までを次のように改める。

十八　適格分割型分割　法人税法第二条第十二号の十二に規定する適格分割型分割をいう。

十九　合併法人　法人税法第二条第十二号に規定する合併法人をいう。

二十　分割承継法人　法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。

第二条第三項第二十二号から第三十号までを次のように改める。

二十二　適格分割　法人税法第二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。

二十三　国内　法人税法第二条第一号に規定する国内をいう。

二十四　適格現物出資　法人税法第二条第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。

二十五　適格現物分配　法人税法第二条第十二号の十五に規定する適格現物分配をいう。

二十六　被現物出資法人　法人税法第二条第十二号の五に規定する被現物出資法人をいう。

二十七　被現物分配法人　法人税法第二条第十二号の五の三に規定する被現物分配法人をいう。

二十八　分割法人　法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。

二十九　現物出資法人　法人税法第二条第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。

三十　現物分配法人　法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配法人をいう。

第二条第三項第三十一号を削り、同項第三十二号を同項第三十一号とし、同項第三十三号を同項第三十二号とし、同項第三十四号を削り、同項第三十五号を同項第三十三号とし、同項第三十六号を同項第三十四号とし、同項に次の一号を加える。

三十五　連結中間申告書　法人税法第二条第三十一号の二に規定する連結中間申告書をいう。

第三条中「第三十三条及び」を削る。